

近年の自然公園法改正について

平成 15 年改正

	改正事項	具体的な内容	現状等
平成 15 年 改 正	国及び地方公共団体の責務に生物多様性の確保を追加	国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」を追加し、風景の保護に関する施策に、生物多様性の確保の観点が含まれることを明示。	【成果】生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担っていくという自然公園の役割が明確化され、平成 19 年度～平成 22 年度にかけて行われた「国立・国定公園総点検事業」においては、生物多様性保全の観点からギャップ分析を行い、その結果を踏まえ、国立・国定公園の新規指定又は区域拡張を行っている。また、平成 22 年改正において、法目的に追加し、さらに明確化した。
	特別地域及び特別保護地区における規制の追加(物の集積等、指定動物の捕獲等、立入り規制地区)	〔特別地域〕土石などの環境大臣が指定する物の集積等の規制 / 環境大臣が指定する植物の採取等に関する規定の改正 / 環境大臣が指定する動物の捕獲等の規制。 〔特別地域・特別保護地区〕湿原などの環境大臣が指定する区域への立入り規制。	【現状】 ・物の集積：土石、廃棄物等を指定 ・指定動物：9 公園（国立 7、国定 2）で計 9 種を指定 ・立入り規制地区：指定無し 【成果】自然公園の風致景観に支障を与える行為が抑制された。 【課題】立入り規制については、他法令や土地所有者の権限で一部対応が可能、また、指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）等の理由から、指定が進んでいない。 【今後の対応】上記課題に対応可能であり、かつ立入り規制地区の指定が適切であると考えられる区域については、積極的に指定を検討する。
	利用調整地区制度の創設	国立公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るために、公園利用者の立入人数等を調整することができる「利用調整地区」制度を創設。自然保護のための環境影響の低減を基本とし、併せてより深い自然とのふれあいの体験を利用者に提供するためのもの。 〔地区の指定等〕利用者圧による風致景観に及ぼす影響を回避する目的で、植生等の荒廃が認められる又はそのおそれがある地域において指定 〔利用の認定等〕利用者数等を調整するため、環境大臣が指定する期間内に立ち入ろうとする者は、立入りの認定等を受ける 〔指定認定機関〕利用調整地区ごとに地元の団体等を指定し、利用調整地区に関する認定関係事務を行わせることができる。 〔認定のための手数料〕認定のための手数料は、利用調整地区に立ち入る公園利用者の負担とし、額は利用調整地区ごとに環境大臣が定める。	【現状】2 か所を指定：吉野熊野国立公園 西大台地区（平成 18 年）・指定認定機関：上北山村商工会、知床国立公園 知床五湖地区（平成 22 年）・指定認定機関：（公財）知床財団 【成果】西大台地区においては利用者の混雑感が緩和され、質の高い自然とのふれあいが可能となった。知床五湖地区においては、植生等の荒廃防止及びヒグマとの軋轢の解消が図られるとともに、深い自然とのふれあいの体験が得られる場となった。 【課題】指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）、指定認定機関の担い手の不足等の理由から、地区の指定が進んでいない。 【今後の対応】例えば、利用圧による影響の回避のみならず、体験の質の向上等を目的として区域指定するなど、より柔軟性等のある制度への見直しを検討する。
	風景地保護協定制度の創設	国立公園及び国定公園内の草原や里地里山などの二次的な自然風景地について、土地所有者等による十分な管理を行うことが困難な場合等に、環境大臣又は地方公共団体若しくは公園管理団体が、「風景地保護協定」を締結し、当該土地所有者の代わりに自然風景地の管理を行うことができることとしたもの。 協定に基づいて行う行為に対し、特別地域の許可を受けることが不要となる特例措置を設けたほか、土地所有者の負担を軽減するために、協定が締結された土地に係る特別土地保有税を地方税法の改正により免除するとともに、相続税等の評価額を協定による制約に見合った適正な評価額とする。	【現状】これまでに 2 件を認可 ・阿蘇くじゅう国立公園「下荻の草風景地保護協定」-（公財）阿蘇グリーンストック（平成 16 年） ・上信越高原国立公園「湯の丸高原風景地保護協定」-NPO 法人浅間山麓国際自然学校（平成 23 年） 【成果】阿蘇くじゅう国立公園においては、輪地切り、輪地焼き及び野焼き等の行為が円滑に行われ、草原景観の維持に寄与した。また、上信越高原国立公園においては、希少種であるミヤマシロチョウ等の生息環境の回復又は保全のための植樹又は整枝等が円滑に行われ、自然の風景地及び生物多様性の保全に寄与した。 【課題】制度の周知やメリットが不十分等の理由から、協定締結が進んでいない。

		【今後の対応】制度運用上の工夫等を検討する。
公園管理団体制度の創設	<p>国立・国定公園の管理業務に関し、一定の能力を有する公益法人、NPO 法人等を「公園管理団体」として指定する。</p> <p>公園管理団体は、風景地保護協定の締結主体として協定地区内の自然の風景地の管理を行うほか、協定区域外においても、植生の復元、登山道等公園施設の巡視及び補修、情報提供、利用実態調査など幅広い業務を行うことができる。</p>	<p>【現状】5 団体を指定：(公財)阿蘇グリーンストック(平成 15 年)(一財)自然公園財団(平成 17 年)(公財)知床財団(平成 19 年) NPO 法人浅間山麓国際自然学校(平成 20 年) NPO 法人たきどぅん(平成 21 年)</p> <p>【成果】風景地保護協定の締結による二次的自然環境の保全や、自然体験活動・環境教育の推進に寄与した。</p> <p>【課題】公園管理団体となるメリットが不十分、営利を目的とする団体を指定することができない等の理由から、指定が進んでいない。</p> <p>【今後の対応】自然公園の協働型管理運営という観点から、公園管理団体の役割を再検討する。</p>
行為許可に係る違法行為に対する是正措置の強化(中止命令、継承者への原状回復命令等)	<p>行為許可に関する違法行為について、中止を命令することができることとした。</p> <p>工作物を他の者に譲渡してしまう等悪質な案件等に対応できるよう、工作物等の権利の承継者への原状回復等の命令の規定を設けた。</p> <p>原状回復等を命ずべき者を確知できない場合においても、環境大臣又は都道府県知事がその者の負担において原状回復等を行うことができることとした。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を行っている者に対する中止命令：事例なし ・継承者への原状回復命令：事例なし ・原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし <p>【成果】行為許可に係る違法行為の抑止に寄与した。</p> <p>【課題】特になし。</p> <p>【今後の対応】引き続き、適切な運用に努める。</p>

< 附帯決議 >

附帯決議	対応状況
新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。	外来生物法(平成 16 年 6 月公布、平成 17 年 6 月施行) 自然再生推進法(平成 14 年 12 月公布、平成 15 年 1 月施行) エコツーリズム推進法(平成 19 年 6 月公布、平成 20 年 4 月施行) 生物多様性基本法(平成 20 年 6 月公布・施行)の制定や、鳥獣保護管理法(平成 26 年 5 月公布、平成 27 年 5 月施行) 種の保存法(平成 29 年 6 月公布、平成 30 年 6 月施行) 自然環境保全法(平成 31 年 4 月公布、令和 2 年 4 月施行)の改正など、自然環境保全に関する法体系の整備及び見直しを行っている。また、生物多様性国家戦略も改定を行い、その実効性の確保に努めている(直近の改定は平成 24 年)。
自然公園における生態系を保全し、持続的な利用が図られるよう、利用調整地区制度を積極的に活用すること。	吉野熊野国立公園 西大台地区(平成 18 年) 知床国立公園 知床五湖地区(平成 22 年)において利用調整地区を設定。成果等については、上記参照。
自然公園内の里地里山の保全及び再生に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、NGO、土地所有者等との連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。	平成 15 年度から平成 20 年度に「民間活動推進モデル事業」として、公園管理団体及び指定に意向を持つ団体が行う公園管理活動について、課題の抽出、普及啓発資料の作成、地域での情報交換の場の設置・運用等を行うことにより、支援を行った。
自然公園内の生態系に著しい悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講ずること。	平成 22 年自然公園法改正により対応。
登山道の荒廃、トイレ整備の遅れなど過剰利用による自然公園の利用上の問題が生じていることに対し、入園規制も含めた適切な手法を検討すること。	登山道の荒廃対策については、地域団体等の参画を得て、国立公園等の管理やサービスの向上を図る「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業」等によりきめ細かな維持管理を行っている。山岳トイレについては、「山岳環境保全対策事業」により、民間山小屋事業者に対し、トイレ整備等の支援を行っている(支援件数 35 件)。

<p>公園計画の策定に当たっては、関係行政機関のみならず地域住民、NGO等の意見も十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な点検が行われるようにすること。</p> <p>また、自然再生事業等公園計画事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全に万全を期すこと。</p>	<p>「国立公園の公園計画等の見直し実務要領について」（平成25年5月17日環自国発第1305174号 環境省自然環境局国立公園課長通知）において、公園計画の見直し作業は概ね5年毎に行うこととしている。また、計画の見直しに当たっては、環境省原案に対するパブリックコメントを行うとともに、必要に応じて地域住民への説明会等を開催している。自然再生事業や公園事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全を行うよう実施、指導しているところ。</p>
<p>生態系の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による調査研究を推進することにより、科学的知見の集積の充実に努めるとともに、その情報の提供を積極的に行うこと。</p>	<p>地域の研究者とのネットワークを構築しつつ、「自然環境保全基礎調査」により自然公園を含む我が国の自然環境（植生、藻場・アマモ場、サンゴ等）を全国的に調査するとともに、「モニタリングサイト1000」の調査地を自然公園内にも設置するなどして、科学的知見の集積の充実に努めている。また、「生物多様性情報システム（J-IBIS）」や「いきものログ」において、これらの調査で得られた情報の提供を積極的に行っている。</p>
<p>自然公園を総合的な環境学習の場と位置付けることにより、環境教育の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。</p>	<p>ビジターセンター等を中心とし、子どもパークレンジャーや自然観察会の開催、展示・ホームページ等による情報提供を行っている。</p>
<p>自然公園の適切な保全管理に努めるとともに、このために必要な人員及び予算の一層の充実に努めること。</p>	<p>自然保護官等の現場管理職員の数は年々拡大（令和元年177人）。さらに、自然保護官を補佐するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成17年度から配置（令和元年125人）する等現地管理体制の強化を図っている。</p> <p>平成14年度に国立公園関連の非公共予算は、11.1億円であったが、令和元年度には83.2億円となり、約7.5倍の予算を確保。</p>
<p>自然公園内における公共事業との調整に当たっては、自然公園が生物多様性の保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、自然環境への影響に十分配慮されるよう留意すること。</p>	<p>自然公園内における公共事業については、自然公園法に基づく許認可事務等を通じて、自然環境への影響に十分配慮されるよう、案件ごとに調整を図っている。</p>

平成 22 年改正

	改正事項	具体的な内容	現状
平成 22 年 改 正	法目的に「生物多様性の確保」を追加	生物多様性基本法の制定などに見られる、生物の多様性に関する社会的な要請の高まり等を踏まえ、目的規定に生物多様性の確保に寄与することを明示。	【成果】法改正以前から、実質的には自然公園内で生物多様性の確保を実施してきたが、法目的に位置づけることにより、自然公園の指定・管理において、生物多様性の確保の観点により明確化された。平成 28 年のやんばる国立公園、平成 29 年の奄美群島国立公園の指定は、希少野生動植物の保護を主眼の一つに置いている。 【今後の対応】ポスト愛知目標の設定等も見据え、生物多様性全の観点からさらなる施策の充実を図る。
	海域公園地区制度の創設	海中だけでなく、海上も含めた海域全体の景観の維持と適正な利用を図る観点から、海中公園地区を、海域全体を対象とする「海域公園地区」に改めた。	【現状】国立公園：計 15 公園 98 地区で 143 か所を指定（約 55,088ha） 国定公園：計 15 公園 23 地区で 61 か所を指定（計 7945ha） 【成果】制度改正により、干潟や岩礁など、生物多様性に富むエリアを指定できるようになったこと、また、地区全域で一律に動植物の捕獲等規制を行うのではなく、捕獲等規制を行うべき区域を海域公園地区内できめ細かに設定することができるようになったことで漁業者との調整を図りやすくなったことから、指定面積が増大した。平成 20 年（海中公園地区）：2,359ha 令和元年（海域公園地区）：55,088ha 【課題】関係行政機関や漁業者等との連携による海域の管理の質の向上 【今後の対応】関係行政機関や漁業者との連携等により、普通地域を含めた海域の管理の質の向上を目指す。
	生態系維持回復事業制度の創設	シカによる食害等に対し、国立・国定公園内の生態系の維持又は回復を図ることを目的として生態系維持回復事業制度を創設。 生態系維持回復事業の実施に当たっての手続き 生態系維持回復事業に関する公園計画の決定 生態系維持回復事業計画の策定 生態系維持回復事業の実施 生態系維持回復事業計画に適合するものとして確認又は認定を受けた行為は許可が不要となる特例措置を設けた。	【現状】国立公園：10 地域で生態系維持回復事業計画を策定（知床、阿寒摩周、尾瀬、白山、南アルプス、霧島、屋久島等） 【成果】関係行政機関等の多様な主体の参画が促進され、地域全体で取り組む体制が構築された。平成 22 年から令和元年現在まで生態系維持回復事業に係る予算措置を講じており、自然公園におけるシカの食害や外来種対策が進捗している。一部地域では、外来魚の根絶やシカの生息密度の低下が確認されている。 【課題】継続的な予算の確保 【今後の対応】計画に基づく事業を引き続き実施する。また、新たに事業が必要な地域については、計画策定・事業実施を進める。
	特別地域及び特別保護地区における規制の追加（指定区域内における木竹の損傷、植栽・動物の放出規制等）	〔特別地域〕環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷の規制／環境大臣が指定する区域内において、「環境大臣が指定する植物を伐採し、又植物の種子をまくこと」及び「環境大臣が指定する動物を放つこと」の規制、〔特別保護地区〕「動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）」及び「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと」の規制	【現状】木竹の損傷、植栽・動物の放出等に係る指定区域：指定なし 【課題】特になし。 【今後の対応】特別保護地区においては引き続き適切な規制の運用に努めるとともに、木竹の損傷等の規制が必要な特別地域があれば、積極的に指定を検討する。
	公園事業の執行に関する規定の整備（施行令の規定の法律への位置づけ等）	執行認可の申請に併せて、管理経営の方法を提出させることとし、執行認可後の届出は不要とした。 改善命令に従わない場合の罰則（50 万円以下の罰金）を規定 合併、分割、相続の際に、環境大臣の同意又は承認が無ければ地位が継承されないこととした。 必要な場合に速やかに公園事業の認可の効力を失効させ、他の適切な者にその公園	【現状】 ・改善命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし ・原状回復命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし ・原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし 【成果】公園事業に対する一定の監督機能の強化が図られた。 【課題】管理経営の方法の提出は法改正前から認可している事業者に対しては効果が及ばない等か

	<p>事業を担わせることができるよう、認可の失効について法に規定 原状回復命令と罰則（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）について規定 原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状 回復について規定 等</p>	<p>ら、施設の廃屋化の進行には歯止めがかかっていない。 【今後の対応】廃屋化の抑止のために、制度改正を含めさらなる措置を講ずべく検討を進める。</p>
--	--	---

< 附帯決議 >

附帯決議	対応状況
<p>自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、自然公園等を地元住民の雇用創出の場として活用すべく、グリーンワーカー事業等の拡大等をはじめとする積極的な施策の展開を図ること。</p>	<p>自然保護官等の現場管理職員の数は年々拡大（令和元年177人）。さらに、自然保護官を補佐するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成17年度から配置（令和元年125人）する等現地管理体制の強化を図っている。 また、グリーンワーカー事業については268,807千円を計上（令和元年度）</p>
<p>本法の目的に生物多様性の確保が加えられたことにかんがみ、自然公園の利用が生態系にとって悪影響を及ぼさないよう、その適正な利用に努めるとともに、国民にもその趣旨が理解されるよう普及啓発に努めること。</p>	<p>過剰利用などにより生態系への影響が生じている地区については、利用調整地区制度の導入や自然保護官等による巡視・指導・普及啓発により、利用の適正化に努めている。</p>
<p>海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁等間の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。</p>	<p>海域公園の指定については上記参照。なお、慶良間諸島国立公園をはじめ、クジラ類、渡り鳥、ウミガメ類等移動性野生動物の生息にも配慮した指定を進めている。</p>
<p>公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たって、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聴くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。</p>	<p>「国立公園の公園計画等の見直し実務要領について」（平成25年5月17日環自国発第1305174号 環境省自然環境局国立公園課長通知）において、審議会諮問前の環境省原案の段階でパブリックコメントを行い、意見を集約・反映することとしている。また、必要に応じて地域住民への説明会等を開催している。</p>
<p>生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性も配慮しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適正に行うこと。</p>	<p>生態系維持回復事業の確認・認定に当たっては、科学的知見を踏まえて策定した生態系維持回復事業計画への適合を審査している。また、絶滅のおそれのある野生生物への影響や鳥獣被害の防止施策との整合性にも十分に配慮している。</p>
<p>自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。</p>	<p>平成19年西大台地区の指定の後、平成22年に知床五湖地区を新たに利用調整地区に指定した。指定にあたっては、環境省、北海道、斜里町の3行政機関、同地区の公園管理団体、エコツーリズム推進団体、観光事業者、ガイド事業者、住民団体等、同地区の関係者などによって組織される「知床五湖の利用のあり方協議会」等における調整を図った。より柔軟性のある制度の検討を行うほか、利用調整地区の指定が適切であると考えられる地域については、積極的に指定を検討する。</p>
<p>気候変動に伴う生態系の変化を考慮して、国土における自然保護地域の効果的な再配置と拡大、適正な管理を早急かつ積極的に取り組むこと。</p>	<p>大雪山国立公園及び慶良間諸島国立公園において、生態系への気候変動影響に関する評価及び適応策の検討を行い、その結果を「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」として取りまとめた。今後、気候変動への適応の考え方を踏まえた自然保護地域の管理等を検討していく。</p>
<p>生物多様性条約において、海洋保護区のグローバルレベルのネットワーク構築が目標として設定され、海洋保護区の統合、設置、効果的管理が急務とされていることにかんがみ、国際的な要請に資するものとなるよう、海洋保護区の設定に当たっては、我が国の生物多様性保全上、代表性を持ったものが含まれるものになるよう努めること。</p>	<p>海域公園の指定にあたっては、事前に動植物の分布状況や景観などについて調査を実施し、従前の海中公園地区から指定可能であったサンゴや藻場に加え、干潟や岩礁など、生物多様性の保全上重要なエリアの指定を進めている。</p>
<p>自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。</p>	<p>自然環境保全法については平成31年に改正され、沖合海底自然環境保全地域制度の創設等が実施されている。自然公園法については、現在、そのあり方を検討している。</p>

